

令和3年度琴浦町観光協会事務局長募集要領

《受付期間》

令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）

- ・ 受付時間 午前9時00分～午後5時15分
- ・ 受付場所 琴浦町観光協会（山陰道道の駅「琴の浦」道路・観光情報棟内）
〒689-2502 鳥取県東伯郡琴浦町別所1030-1
(電話 0858-55-7811)

※郵送の場合も10月31日（日）までに必着のこと

《業務の区分・雇用予定者数》

- ・ 琴浦町観光協会事務局長 1名
協会運営、関係各諸団体との協働・連携
会計業務（予算決算）総括、各種観光振興事業の実施

《雇用予定時期・期間等》

- ・ 令和3年12月1日から令和4年3月31日
(中途採用のため、4月から1年を単位とした雇用契約となります。)
- ・ 給与 月給170,000円程度（一時金なし）
- ・ 通勤手当 通勤距離2km以上で2,000円/月
- ・ 勤務時間 午前9時～午後5時15分
- ・ 休日・休暇 週休2日制（土・日・祝含めたシフト制※定休日なし）
有給休暇6日/6月
特別休暇 夏季休1日、忌引1日～5日
子どもの看護休暇2日/6月
- ・ 社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入

《応募資格》

- ・ 鳥取県内外問わず通勤可能な方
- ・ パソコン（ワード・エクセル・メール）操作必須
- ・ 高卒以上 普通免許（AT限定不可）

《試験日・試験場所・試験方法》

- ・ 一次審査 書類選考（提出書類による）
二次審査については、一次審査通過者のみにお知らせします。
- ・ 二次審査 面接試験
令和3年11月21日（日）午前10時00分から実施（予定）
道の駅ポート赤碕情報コーナー2階

※コロナ禍、状況の推移も考慮しながら適切な方法で試験を実施します。

《試験を受けられない者》

地方公務員法第16条（欠格条項）の規定を準用します。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人。

《提出書類》

- ・ 琴浦町観光協会事務局長応募用紙 1部
- ・ 琴浦町観光協会エントリーシート 1部
- ・ 作文（500字～1,000字程度） 1部
テーマ「琴浦町の観光について」
※作成にあたり、自書、パソコンでの作成等制限はありません。
- ・ 市販の履歴書（顔写真貼付）1部

《採用の取り消し》

虚偽等で当事者間の基本的信頼関係に重大な影響を及ぼすと判断した場合は採用を取り消すことがあります。

《問い合わせ先》

琴浦町観光協会事務局（山陰道 道の駅「琴の浦」 道路・観光情報棟内）
〒6859-2502 鳥取県東伯郡琴浦町別所 1030-1
TEL：0858-55-7811 FAX：0858-55-7800
Email：mail@kotoura-kankou.jp
URL：<https://www.kotoura-kankou.com>

琴浦町観光協会事務局長応募用紙

《業務の区分》

- ・琴浦町観光協会事務局長

《現住所》 〒 _____

住所 _____

電話 _____ (携帯)

《連絡先》 〒 _____

住所 _____

電話 _____

《氏名》 _____ ⑩

* 市販の履歴書（顔写真貼付）を添付のこと